

府政防第733号
消防災第83号
健感発0616第1号
環自総発第2106141号
令和3年6月16日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部(局)長
衛生主管部(局)長 殿
動物愛護管理担当部(局)長

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(地方・訓練担当)
消防庁国民保護・防災部
防災課長
厚生労働省健康局
結核感染症課長
環境省自然環境局
総務課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第3版)
について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合に備えた「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を発出し、避難所運営訓練の積極的な実施により、避難所運営に際しての手順や課題の確認等につとめることが望ましいことを周知してきたところです。

今般、新たな知見を踏まえ内容を改訂しましたので、ガイドライン(第3版)として発出いたします。今般の改訂では、保健所など関係機関との連携強化の観点について追加したほか、よりわかりやすくするための図表の充実等を行いました。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地方・訓練担当)付
長谷川、小寺

TEL 03-3503-2239(直通)

消防庁国民保護・防災部防災課

中村、青木

TEL 03-5253-7525(直通)

厚生労働省健康局結核感染症課

加藤、金川

TEL 03-3595-2257(直通)

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

田口、友野

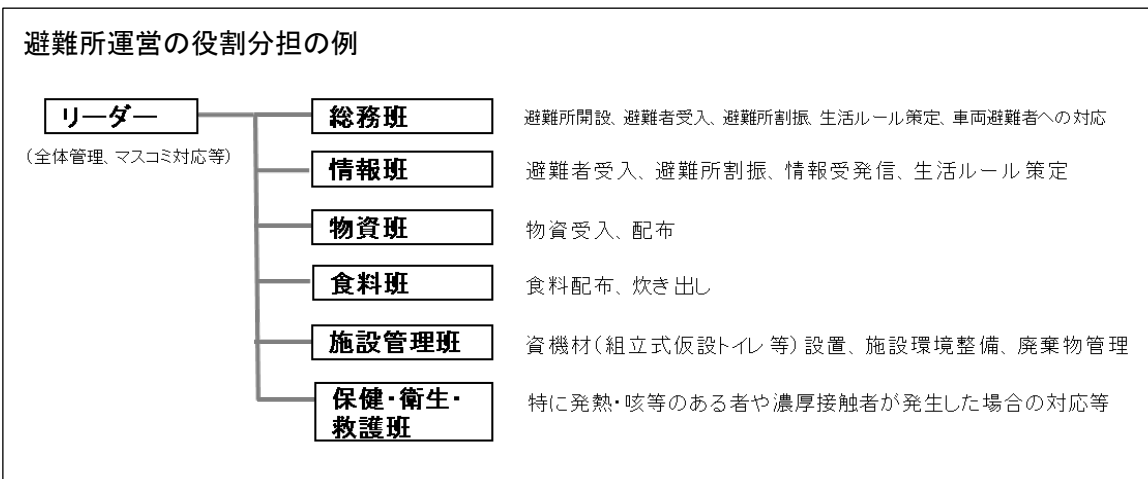
TEL 03-5521-8331(直通)

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン

(第三版、令和3年6月16日)

新型コロナウイルス感染症の影響により、災害時の避難所運営が課題となっているが、避難者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染をも防止するため、避難所という密になりやすい空間の中で、感染拡大防止策を徹底することが極めて重要となっている。

避難所の運営は、地域ごとのマニュアルによって差はあるが、概ね下表のような班体制（役割分担）でなされることが多い。新型コロナウイルス感染症対策については、保健・衛生・救護班、情報班の役割が大きく増大することが想定されるが、その他の担当においても、何らかの感染症対策が必要になってくるため、それぞれの業務について、シミュレーションを行い、必要な人員数等の確認、役割分担、手順、課題やボトルネックを洗い出しておくことが重要である。



避難所開設・運営訓練は、避難所の開設・運営に際し、どのような業務が発生するかという観点から訓練を行うことが通常であるが、避難所開設・運営業務には、大きく分けて、避難所開設、避難者受入、避難所割振、保健・衛生・救護、情報受発信、物資受入・配布、食料配布・炊出し、資機材・環境整備、生活ルール策定、避難所運営会議がある。新型コロナウイルス感染症対策が求められる状況においては、避難者受入れにおいても、体温や体調を事前に確認したり、換気や消毒の回数の増大などの業務が追加的に発生するほか、発熱・咳等のある人や濃厚接触者が出た場合の対応業務が新たに発生し、やむをえず車両避難者（車中泊者）が増大するおそれから車中泊者対応業務が増加する。また、ペット連れの被災者の人命に関わる問題として、飼い主が避難をためらわずに、避難所で適切な飼養を行うことができるようペット同行避難者の受入対応を整えておくことが必要となっており、それぞれに災害種別に応じた訓練を行っておくことが

重要である。

避難所の運営においては、多様な人々への配慮のためにも、女性の視点を取り入れることが必要である。避難所運営の意思決定の場への女性の参画、性暴力・DVの防止、男女ペアによる巡回警備、複合的に脆弱な要素を持つ女性の困難の解消など避難所運営・開設訓練においても意識し、積極的に取り組まれない。

本ガイドラインでは、内閣府「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月）内のチェックリストにおける確認事項を前提としつつ、以下のそれぞれの業務ごとに、感染症拡大防止の観点から、訓練において確認すべき事項等を列記している。訓練の際には、「避難所運営ガイドライン」と併せて、本ガイドラインを参照し、確認をされることを推奨する。

感染症拡大のおそれのある中での自然災害対応においては、防災担当主管部局と保健福祉部局、保健所、消防等との連携は一層強く求められるものであり、訓練を通して関係部局間の連携についての課題を確認できるよう、訓練を企画・実施する際に、自治体の関係部局（防災担当主管部局、保健福祉部局、保健所、消防等）や自主防災組織において、本ガイドラインを利活用されることを期待する。

1. 避難所開設
2. 避難者受入
3. 避難所割振
4. 保健・衛生・救護
特に、発熱・咳等のある人や濃厚接触者が出た場合の対応
5. 情報受発信
6. 物資受入・配布
7. 食料配布・炊き出し
8. 資機材設置・施設環境整備
9. 生活ルール策定
10. ペット同行避難者への対応
11. 車両避難者（車中泊者）への対応
12. 避難所運営会議

なお、避難所内における業務を中心に訓練時の確認事項を記載しているが、感染症のおそれがある中、やむを得ず車両避難（車中泊）をする避難者が増加することが予想されるため、食事、物資や情報の提供等、避難所外の避難者への対応についても、予め検討しておくことも重要であり、留意されたい。

1. 避難所開設訓練（リーダー、総務班）

<実施事項>

- ① 避難所を開錠
 - ✓ 鍵の開閉について複数の者が行える体制等を確保する。
- ② 避難所の敷地や施設の安全確認の手順、ライフラインの使用可否の確認
- ③ 通信機器（災害用携帯電話等）の準備・動作確認
- ④ 使用物資の準備（6 ページ参照）
- ⑤ 避難所受付の準備
- ⑥ 避難所運営スタッフの PPE（Personal Protective Equipment：個人用防護具）の準備、着脱手順の確認、使い捨てでないものは洗浄及び消毒手順の確認
- ⑦ 避難所運営スタッフの PPE の共通事項・健康管理
 - ✓ 新型コロナウイルス感染症患者、発熱者等、濃厚接触者に関わる人は場面ごと地域の実情に応じて適切に PPE を選択して着用することが考えられる。具体的には、事前受付スタッフ、専用スペーススタッフ等が考えられる。
 - ✓ 事前受付スタッフは、事前受付に設置すべきパーティションが準備出来ない場合において、不特定多数の避難者の応対する際は、マスク、手袋に加えて、眼の防護具（ゴーグル、フェイスシールド等）を着用することも考えられる。
 - ✓ 専用スペーススタッフは、食事を直接受け渡さず、置き配をする等、新型コロナウイルス感染症患者、発熱者等、濃厚接触者にできるだけ接触しないようにする。専用スペースの中で直接接触する場合等は、適切に PPE を選択して着用する。
 - ✓ PPE の種類は、マスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋がある。眼の防護具は目を覆うことができるもので代替可。長袖ガウンについては、レインコート（カップ）など、体を覆うことができ、破棄できるもので代替可。撥水性があることが望ましい。
 - ✓ 新型コロナウイルス感染症流行時には、全ての人にマスクの着用が推奨される。ただし、個室に 1 人である場合には、必ずしも着用する必要はない。
 - ✓ 避難所運営スタッフは専用スペースのゾーンごとに担当を分け、担当以外のスタッフは専用ゾーン（発熱者等ゾーン、濃厚接触者ゾーン。4.イ参照）に立ち入らないようにする。
 - ✓ 避難所運営スタッフ全員の体温や体調の確認を毎日行い、記録する。

ポイント：○場面ごとに想定される PPE を、避難所の状況に応じて判断。

避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備（参考）

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。

	マスク	眼の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の対応	○	△ ※2	○		
清掃、消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	
軽症者等ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
軽症者等ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン、衣服の洗濯 ※7	○	○		○	
シャワー・風呂・トイレの清掃	○	○		○	○ ※8

※1 フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等））

※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。

（例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）

※3 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可。

※4 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人での共用は不可）

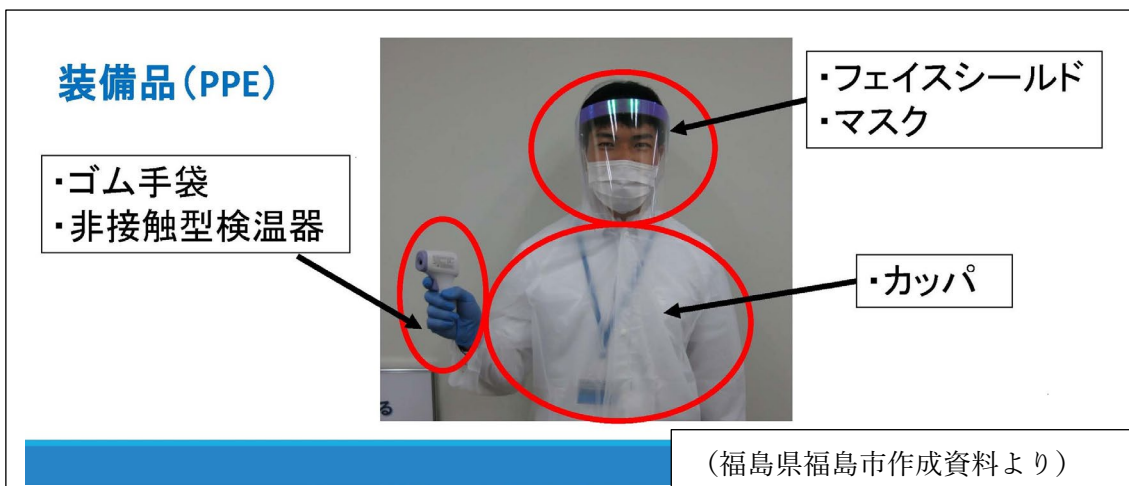
※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパでの代用も可。

※6 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。

※7 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。

※8 撥水性のあるガウンが望ましい。

【PPE の着用例】



【特別編】手袋・マスクの着脱訓練

手袋・マスクについて、避難所運営スタッフ自身及び避難者を守るため、感染を防ぐための正しい着脱方法について習熟する。全スタッフが、避難所運營業務に取り掛かる前に実施しておくことが極めて重要である。避難所で実際に手袋・マスクを着脱する場所には、着脱手順の図等を張り出し、実施するとよい。

<実施事項>

- ① 手指を消毒する。
- ② マスクを鼻の形に併せて装着する。
- ③ 手袋を装着する。手袋をした手で顔を触らないよう注意する。
- ④ 片方の手袋を脱ぐ。内側（清潔部分）に触れないように注意する。
- ⑤ 脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ。
- ⑥ 廃棄物入れに距離を保って捨てる。
- ⑦ マスクを脱ぐ前に手指消毒をする。
- ⑧ マスクのゴム部分をもってマスクを外す。マスク本体には触れないよう留意。
- ⑨ 廃棄物入れに距離を保って捨てる。

参考：防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」

https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2021covid_19_new2.pdf

【使用物資の準備】

避難所における衛生環境対策
として必要と考えられるもの

物 資
マスク
アルコール手指消毒液
体温計
非接触型体温計
除菌用アルコールティッシュ
タオル（ただし1回使用ごとに廃棄）
ペーパータオル
新聞紙（吐物処理用）
ハンドソープ
清掃用の家庭用洗剤
次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等（モノに対する消毒・除菌剤）
フェイスシールド
カップ
使い捨て手袋（ビニール手袋も可）
ラップ
ポリ袋
レジ袋
ジップロック袋
ゴミ袋
バケツ
スプレー容器
蓋つきゴミ箱（足踏み式）
簡易トイレ（凝固剤式）
段ボールベッド（簡易ベッド）
パーティション

（避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q&A（第3版）より）

2. 避難者受入訓練（総務班、情報班）

<実施事項>

- ① 訓練時に避難者がもってくるものの確認
 - ✓ マスク、体温計、消毒液、上履き（スリッパ、靴下等）、ゴミ袋を持参しているか確認する。
- ② 避難者受付の設置
 - ✓ できるかぎり密になりにくい場所に避難所入口や受付を設置する。
 - ✓ 密にならないような目印・案内等をどこにどのように設置するか。
 - ✓ 受付にパーティションとアルコール消毒液を設置する。

【ヒント】

- ・非接触型体温計やサーモグラフィーを設置することも考えられます。
- ・発熱、咳等のある人や濃厚接触者専用の受付窓口（テント）を設け、対応することも考えられます。

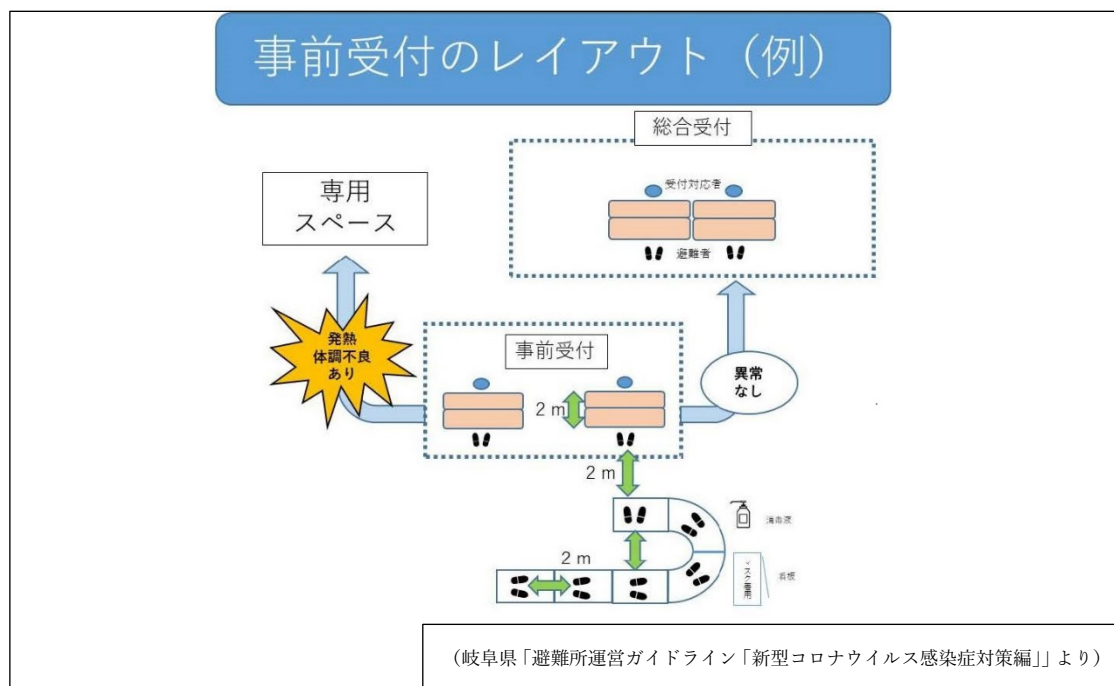
- ③ 記入用紙や筆記用具の準備
 - ✓ 筆記用具における感染防止策として、毎回消毒する。
- ④ 避難者の受付への誘導
- ⑤ 避難者の受付（避難者カードの記入など）

ポイント：

- 一人あたり受付時間の目安から、受付スタッフの人員数について検討する。
- 訓練参加者の中に発熱者等や濃厚接触者を設定し、専用スペースへの受入方法、保健所や他の避難所等への連絡や移送方法、救護班との連携をシミュレーションを行う。
- 「災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」(令和2年7月8日付け事務連絡)を参考に、自宅療養者又は濃厚接触者の被災に備えて、平時から、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携して、災害時の対応の検討、役割分担の調整等を行い、あらかじめ、自宅療養者等の避難方法等を決め、伝えておくことが重要です。

- ✓ 受付時に、発熱、咳等、体調の確認、要配慮等の確認等を行い、避難者カードを書いてもらう。
- ✓ 避難所におけるクラスター発生防止のため、自宅療養者及び発熱者に関する保健所等との適切な情報共有及び共有に関するルール作りに留意する。

- ✓ 避難者が滞留し密とならないよう、受付フローを確認する（例：手指消毒→検温→問診票（健康チェックリスト）提出→避難者カード提出→避難スペース（一般スペース又は専用スペース）へ誘導。発熱者等や濃厚接触者を早期発見するため、先に健康チェックをしてから避難者カード受付へ進むような流れにすることが望ましい。また、発熱者等や濃厚接触者については、一般の避難者とは別の受付を用意することを推奨する。特に、濃厚接触者の案内に際しては、他の避難者にわからないよう配慮が必要である。
- ✓ 自宅療養者（軽症者等）は、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に避難することが原則であるが、近隣の宿泊療養施設等に速やかに避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機していただくことが考えられる。その際の対応についてもシミュレーションをしておく。具体的には、敷地内の別の棟、あるいは同一建物の別の階など、発熱・咳等のある人や濃厚接触者と同様、一般避難者と動線を別にした専用スペースに一時滞在する流れを整理しておく。また、問診票（健康チェックリスト）だけでなく、陽性となった月日（又は自宅療養開始月日）などを確認する。なお、他の避難者にわかることがないように、個人情報の取扱いには十分注意する。
- ✓ 気象状況等により、避難者が長時間屋外で受付を待つことが適当でない場合には、発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、専用スペースに一時避難させ、それ以外の避難者は、一時屋内に避難させてから健康チェックを行うことも考えられる。その場合、健康チェックを行うスペースが、密とならないような対策についても検討が必要である。



- ✓ 検温は受付混雑の要因となるため、別室等で対応することが望ましい。
- ✓ 体温計は避難者が持参することを推奨すること。持参できず、避難所の体温計を利用する場合の検温方法を確認する。非接触型体温計を推奨する。接触型体温計を使用する場合は毎回消毒を実施する。
- ✓ マスクは避難者が持参することを推奨すること。持参できなかった避難者には、受付に用意して配布する。
- ✓ 受付混雑の要因とならない記入に時間を要さない避難者カード様式とする。必要に応じ、健康チェックリストを別途用意する、あるいは避難者カードに健康確認欄を入れる改訂を行う。避難者カードや健康チェックリストを自治体のHPに掲載する等、住民が事前に入手できるようにし、事前に記入して避難所にもってきてもらうように促すことも一案。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者が来所した場合で受け入れる場合の対応→4. イへ

- ✓ 発熱者等及び濃厚接触者に専用スペース・トイレ・動線を確保できない場合は、対応可能な別の一般避難所等への避難を推奨・案内することや、専用避難所を臨時に別途開設することを推奨する。
- ✓ 一人当たりスペースの確保のため、従来よりも定員を絞った形になることが想定される。定員を超えた場合の対応（近隣の避難所の追加開設要請等）を検討する。
- ✓ 靴はビニール袋にいれてもらう。上履きは避難者が持参することを推奨する。持参できなかった場合には、それぞれの避難者に上履き一足を貸与し、各自で管理してもらう。
- ✓ 受付スタッフの数は適正か確認する。なお、検温担当のスタッフを事前に決めておく。
- ✓ 受付スタッフをはじめとする避難所運営スタッフ全員が、避難者各人の人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であることを認識するよう、また、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解するよう、避難所運営リーダーは避難所運営スタッフ全員に人権配慮・プライバシー意識を徹底させる。また、住民をはじめとした関係者にも広く周知しておく必要がある。
- ✓ 避難者以外に、むやみに外来者（マスコミ等）が出入りするののないよう、入口の管理を厳正にすること。

⑥ 避難者の一時待機

- ✓ 避難者に占有スペースを割振るまでの間、密にならないよう、一時待機スペース等を用意するなどの対応を行う。

⑦ 避難者名簿の作成

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の発症者が生じた場合にその濃厚接触者を後追

いできるよう、避難者各人が滞在する部屋、スペース等も記録する。

- ✓ 避難者の中には、DVやストーカー等の被害者が含まれている可能性もあることから、避難者名簿に個人情報の非開示について本人確認を行う欄を設け、個人情報の管理を徹底する。
- ✓ 被災者台帳の作成については、避難者名簿を活用する。

⑧ 避難者数をリーダーへ報告

- ✓ 避難者数（発熱・咳等のある人、濃厚接触者等の人数の内訳を含む）について、リーダー及び市町村災害対策本部へ報告する。
- ✓ なお、市町村災害対策本部への避難者数の報告については、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。

3. 避難所割振訓練（健康な人のための一般スペース）（総務班、情報班）

訓練は、レイアウトについて保健所等の専門家の確認を得る良い機会であるため、訓練により実装したレイアウトについて、関係者の意見を聞くことを推奨する。

<実施事項>

① 共同空間の設定

- ✓ 共同空間には、受付、掲示板、電話やPC設置スペース、充電場所、物資保管場所、手洗い場、トイレ、更衣室（男女別）、洗濯場・物干し場（男女別）、ゴミ置き場、シャワー、喫煙所等があり、それぞれ、密にならないよう、生活ルールの策定等の工夫が必要。なお、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮する。
- ✓ 食事スペースについては設置を推奨しない（飛沫感染を防ぐため、できるかぎり占有スペース内にて食事することが望ましい）。設置をする場合は、順番制にする、向かい合わせの椅子の配置を避ける、消毒を徹底等、感染症対策のための運用ルールを作成すること。
- ✓ 談話スペースについては設置を推奨しない。
- ✓ 通路は一方通行とし、できる限り通行者がすれ違わないようにする。可能であれば出口と入口を分けることが望ましい。

② 占有スペースの区割り

ポイント:

○共同空間、占有スペースのゾーニングを行い、収容人数を確認。

- ✓ メジャーと養生テープなどを用意し、通路を確保しながら、占有スペースの範囲を養生テープで明示する（標準的な型紙を用意しておく範囲の明示が容易となる）
- ✓ 一家族が一区画（目安は3m x 3m）を使用し、人数に応じて区画の広さを調整する。
- ✓ 家族間の距離を1m以上あけること。可能であれば、個人間の距離はできれば2m（最低1m）あけることを意識する。
- ✓ テープ等による区画、パーティション、テントゾーンの通路の幅は1～2m以上とする。
- ✓ 高齢者、基礎疾患を有する人、妊産婦、障がいのある人等の要配慮者につ

いては、避難所内に専用スペースを設けることや別室に案内すること等を推奨する。

- ✓ パーティションと段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。パーティションは飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションが望ましい。
- ✓ テントを接して配置する場合は、接した面に通気口などの空気の出入口がないように留意する。
- ✓ テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意すること。

③ 占有スペースの割振り及び表示

- ✓ 住所（コミュニティ）、性別、ニーズ、要配慮者の状況等を考慮した割振りに配慮する。
- ✓ 区画に番号を振るとその後の避難所管理が容易となる。また、個人情報保護の観点からも番号振りを推奨する。

④ 割振エリアへの誘導

- ✓ 避難者自らが移動できるよう、占有スペースや動線の分かる案内看板等を用意する。

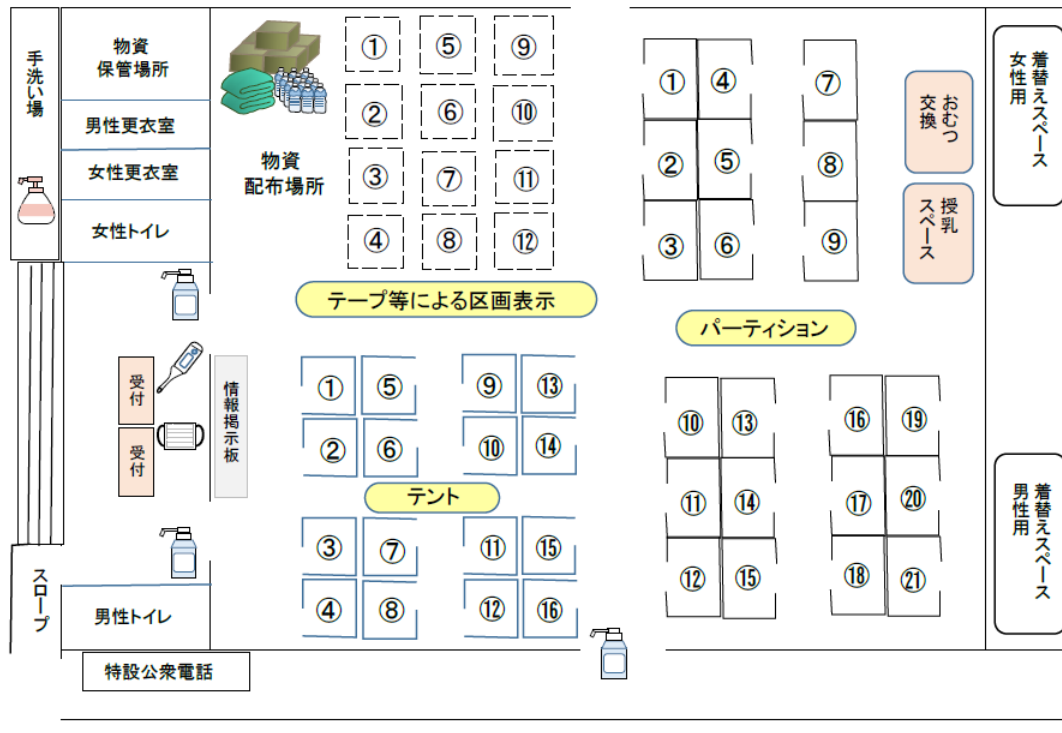
⑤ 割振エリアの確認

- ✓ どこにどの避難者、特に要配慮者がいるのか等について確認し、見取図や一覧図を作成する。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

F
5

●テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



4. 保健・衛生・救護訓練、特に、発熱・咳等のある人や濃厚接触者が発生した場合の対応等（保健・衛生・救護班）

<実施事項>

ア. 一般的事項

① 定期的な見回り、急病人の把握

- ✓ 保健師等による巡回体制を確認する。巡回の際の保健師等のPPEは適切か。
- ✓ 毎日の体温・体調チェック。避難者が自身の健康チェックリストを記入し、運営者が状況を確認し、記録する。なお、健康状態は、スマートフォンをお持ちの方については、充電環境等が整っていれば、アプリで管理することも考えられる。

② 避難者の相談窓口を開設し、心のケアを実施

- ✓ ソーシャル・ディスタンス維持のため、通常よりも避難者は孤独に陥りがちになることが想定される。電話やSNS等を活用しつつ、心のケアへ配慮する。

③ 避難者の深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防

- ✓ 施設管理者と相談の上、軽い運動を行うスペースや、散歩するスペースを確保していく。

イ. 発熱・咳等のある人や濃厚接触者が来所又は発生した場合の対応

ポイント:

○発熱・咳等のある人や濃厚接触者が来所した場合のフローの確認。保健所、医療機関、提携ホテル等との連携。

④ 専用スペース（発熱者等ゾーン、濃厚接触者ゾーン）の区割り

- ✓ 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、一般避難者の占有スペースとは別の棟・階などにある部屋へ案内する。換気ができる部屋であることが必須条件。各個人について可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合でも、パーティションで区切るなどの工夫をして、それぞれ専用のスペースを確保する。
- ✓ 濃厚接触者ゾーンと発熱者等ゾーンは分ける。
- ✓ 個室の割当てに際しては、濃厚接触者を、発熱・咳等のある人より優先して個室管理する。
- ✓ パーティションと段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。パーティションは飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションが望ましい。

⑤ 本スペースにいる避難者の見守り、食事や物資の供給、応急的な手当、在所中

や退所後の清掃・消毒などを行うための専任スタッフを配置する。

- ✓ 区画に番号を振るとその後の避難所管理が容易となる。また、個人情報保護の観点からも番号振りを推奨する。
- ✓ 可能であれば、世帯ごとに屋内テントを設置する。
- ✓ 要配慮者であるスタッフが、発熱・咳等のある人や濃厚接触者のお世話をすることは避けること。

⑥ 専用スペースへの誘導

- ✓ 受付又は一般スペースから専用スペースへ移動する際には、それぞれ独立した動線を確認し、発熱者等専用通路・階段、濃厚接触者専用通路・階段をそれぞれ用意することが望ましい。別々の通路・階段を用意することが難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行う。ただし、健康な人との兼用はしないこと。
- ✓ 避難者が、一般スペースから専用スペースに移動した場合、一般避難スペース内の当該者の居住エリアを消毒する。プライバシーに配慮する。

⑦ 問診、応急的な手当

- ✓ 保健師等による問診・応急手当を行う。
- ✓ 結果をリーダーへ報告する。

⑧ ⑦と同時に、保健所や都道府県の保健福祉部局へ連絡・相談

⑨ 協定を締結しているホテル・旅館等、福祉避難所、医療機関への案内・搬送の補助

⑩ 避難者の体調急変時や、新型コロナウイルス感染が避難所滞在時又は退所後すぐに確認された時の対応

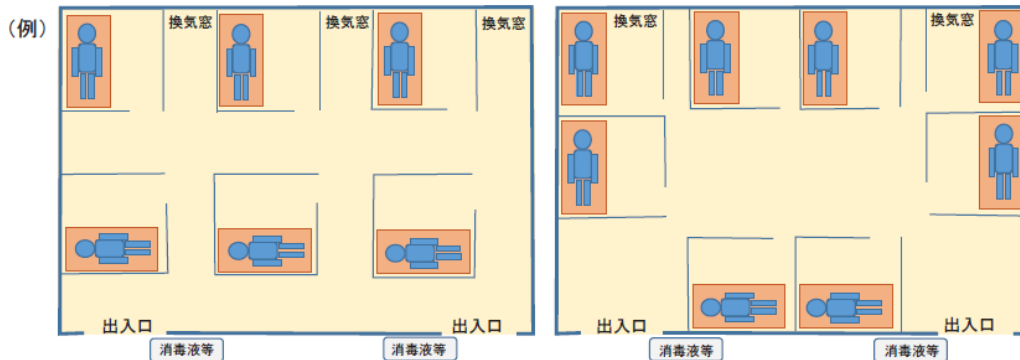
- ✓ 保健所と連携し、体調急変時や感染が判明したときに行うべきことを確認する。
- ✓ 本人及び家族等の関係者から当該者の行動履歴を聴取する。
- ✓ 周りの避難者から他避難所への移動要望が出た場合、どうするか検討しておく。

【ヒント】

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、マスクを着用する。

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

【特別編】消毒訓練

消毒については、本ガイドラインの多くの箇所に言及がされているところであるが、消毒についても訓練を行い、消毒方法について習熟しておくことが必要である。特に、トイレ等について掃除・消毒訓練を実施することを推奨する。

ポイント：

○避難所内の滞在スペースにおける消毒は、避難所を管理する市町村等が行うこととなっているため、実施方法等について、保健所の指導に基づき対応することが適当。避難所を管理する市町村等と保健所において、事前に検討しておくこと。

<実施事項>

- ① 消毒液（消毒用エタノール、家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）を使って、手指、服などモノ全般、ドアノブ、手すり、受話器、パソコン、テーブル、壁などの環境を消毒する。なお、健康な避難者の排泄物で汚染された部位の表面には、次亜塩素酸ナトリウム又は亜塩素酸水を使用する。発熱・咳等のある人や濃厚接触者及び軽症者等が使用後、急性の下痢症状等でトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム、アルコール(70%)、又は亜塩素酸水を使用する。
- ② 消毒液は、以下の資料を参考に、目的にあった製品を正しく選び、正しい方法で使用する。
- ③ 消毒訓練実施の際には、マスク、眼の防護具、掃除用手袋（手首を覆えるもの。使い捨てビニール手袋も可。）を適切に選択し、着用する。

参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

参考：防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために」
https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2021covid_19_new2.pdf

5. 情報受発信訓練（情報班、市町村災害対策本部）

<実施事項>

- ① 通信機器（災害用携帯電話等）の準備・動作確認
- ② 避難所開設状況、避難者数及び避難者の状況を市町村災害対策本部へ報告
 - ✓ 発熱・咳等のある人、濃厚接触者の人数や状況等についても報告する。
- ③ 掲示物による避難者への情報伝達
 - ✓ 掲示板周辺が密にならない工夫をする。養生テープで掲示板周りを囲って、順番でエリア内に入り、掲示物を確認するなど。
 - ✓ 災害情報のみならず、感染症情報等についても最新の情報提供に努める。新型コロナウイルス感染症について避難者は大変心配していることが想定されるので、丁寧かつ最新の情報提供とする。
- ④ 放送による避難者への伝達（放送設備の操作方法確認含む）

6. 物資受入・配布訓練（物資班）

<実施事項>

ア. 備蓄物資の確認

① 備蓄物資の数量、保管状況の点検

- ✓ マスク、体温計、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、PPE、パーティション、テント、段ボールベッド等、感染拡大防止のために、足りない備蓄品はないか。
- ✓ 備蓄物資の点検には、物資調達・輸送調整等支援システムの在庫管理機能を活用し、点検結果とシステム上の在庫数量に乖離がある場合は、適宜修正する。
- ✓ 機器については、作動点検を行う。

※ 備蓄チェックシート（「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」P. 56）を活用し、男女共同参画部局や女性の職員の参画等を得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。

② 足りないものがある場合等は点検結果を自治体に報告

イ. 救援物資の受入・配布

① 物資受入れ・払出し票により品目ごとの数量確認と記録

- ✓ 受入・払出し結果については、物資調達・輸送調整等支援システムの要請・到着確認機能や在庫管理機能を活用し、関係者と情報共有する。

② 救援物資を保管場所まで搬送・保管

③ 物資配布

- ✓ 避難者に並んでもらう場合、密にならない工夫をする。2メートル間隔で養生テープで並べるように印をつけるなど、動線を明示し、誘導する。
- ✓ 配布前後に机の消毒を徹底する。
- ✓ 配布者は手指消毒を徹底する。

※ 女性用品について、配布場所を設けることや女性による配布を行うことなど、女性と男性のニーズの違い等に配慮する。

コラム：「物資調達・輸送調整等支援システム」について

○災害時には、国は当該システムを用いてプッシュ型支援を実施するとともに、自治体内での迅速かつ適切な物資支援のための共通システムとしても活用が可能であるため、各自治体においては、災害時に備えて操作の習熟をお願いしたい。

○当該システムは平時から防災備蓄の管理にも活用可能であり、災害時には平時から入力している在庫状況等が支援の参考になるため、平時から在庫管理に活用いただきたい。

「プッシュ型支援」

○災害時には、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。このため、国が被災地方公共団体からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送しており、これを「プッシュ型支援」と呼んでいる。

○「プッシュ型支援」の対象となる基本8品目に加えて、感染症予防に必要な物資（マスク、消毒液等）についても、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」や現地派遣職員からの報告等により、被災地の状況を把握の上、関係府省と連携して、プッシュ型支援を実施する。（基本8品目：食品、水、こども用おむつ、おとな用おむつ、生理用品、トイレ、トイレットペーパー、毛布）

参考：国の物資支援について（内閣府 HP）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/push.html>

7. 食料配布・炊き出し訓練（食料班）

<実施事項>

- ① ケータリング・調理・炊き出し
 - ✓ ケータリングの場合は、手配の手順を確認する。
 - ✓ 調理する場合、調理スタッフは、調理前的手指衛生（手洗いまたは手指消毒）を徹底する。マスクに加えて、衛生手袋の着用が必須。
 - ✓ 作業台や配膳箱等を事前に消毒する。
- ② 容器に盛り付け、輪ゴムをし、割りばしを添えてセット
 - ✓ 容器や食器は使い捨てを推奨する。使い捨て食器が十分調達できない場合は、食器をラッピングするなどの工夫をして、1回ごとに取り換えて再利用を行う。食器の再利用を行う場合は、各自の用いる食器を特定し、各自で洗浄すること。
 - ✓ 食器などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができる。
 - ✓ 食物アレルギー等がある避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を避難者が確認できるようにする。
- ③ 配食
 - ✓ 一人分ずつ小分けにして配食する。
 - ✓ 順番制にするなど、配食時の密を避けるための工夫をする。
 - ✓ 避難者が食事の前手指消毒を容易にできるようにする。
 - ✓ 食事スペースを設置している場合、密にならないよう、時間をずらす、いすの配置等の工夫（同じ方向を向いて座る、互い違いに座る等）をする。
 - ✓ 発熱・咳等のある人や濃厚接触者については、専用スペースに配食する。（置き配をする等）。
 - ✓ 車両避難者や在宅避難者への配布方法について検討する。
- ④ 食後
 - ✓ 食べ残しや使い捨て容器については、避難者が自分で分別してゴミ袋に密閉し、担当者が回収する。
 - ✓ 発熱者等、濃厚接触者が使用した容器については、処理する際に直接触れない、ゴミ袋をしっかりと縛って封をする等の感染防止策に留意し取り扱う必要がある。ウイルスが付着している可能性が高い廃棄物は一般廃棄物として処理できるが、留意事項は後述する。（→8. -⑦へ）
 - ✓ 炊事場は使用後に必ず清掃、消毒する。

8. 資機材（組立式仮設トイレ、発電機等）設置・施設環境整備訓練（施設管理班）

<実施事項>

① 避難所の換気

- ✓ 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。換気の時間はルールを決めて行うことが望ましい。気候、天候や室の配置などにより異なることから、必要に応じて換気方法について保健福祉部局や保健所と相談する。

② ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等の共用部分はこまめに消毒

③ トイレ

- ✓ 仮設トイレがある場合は、その組立方法を確認する。
- ✓ 手指衛生（石けんと流水での手洗いまたは手指消毒等）を行うスペースをトイレ近辺に確保しているか。
- ✓ 定期的に換気が必要。掃除や消毒もこまめに行う。目に見える汚物があればその都度、汚れが特に見えなくても1日3回以上の複数回での掃除・消毒が望ましい。
- ✓ 健康な避難者の排泄物で汚染された部位の表面には、次亜塩素酸ナトリウム又は亜塩素酸水を使用する。
- ✓ 発熱、咳等のある人や濃厚接触者及び軽症者等が使用后、急性の下痢症状等でトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム、アルコール（70%）、又は亜塩素酸水を使用する。
- ✓ 靴、トイレサンダル、石けん、手指消毒液、トイレトペーパー、ペーパータオル等はあるか。
- ✓ 発熱者等専用トイレ、濃厚接触者専用トイレを一般トイレと別にそれぞれ設置する。発熱者等専用トイレと濃厚接触者専用トイレを別々に設置することが難しい場合は、時間的分離・1回利用ごとの消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行う。ただし、健康な人との兼用は不可。
- ✓ 一般避難者についても、トイレごとに利用者を決め、決められたトイレを使うことを推奨する。特に、男性、女性、高齢者、車いす利用者等について、別のトイレを設置することを推奨する。
- ✓ 女性用トイレの数は、男性用トイレの数に比べ、多く設置する。（「スフィアハンドブック2018」において、女性用トイレと男性用トイレの割合は3：1が推奨されている。）

- ✓ トイレ前で密にならないルールづくりをする。
- ④ 発電機や投光器等の作動確認、燃料の確認
- ⑤ 断水時の対応の確認
- ⑥ 電話やPC、携帯充電器等の設置
 - ✓ 手指消毒のための消毒液を設置する。
 - ✓ 定期的な清掃を行う。
 - ✓ 順番制など、密にならない生活ルールづくりを行う。
- ⑦ ゴミ置き場の設置
 - ✓ 普通廃棄物と専用スペース等から出るウイルスが付着している可能性が高い廃棄物は分ける。ウイルスが付着している可能性が高い廃棄物について、使用済のマスク、ティッシュ、手袋など感染につながる可能性の高いモノについては、特に慎重に扱う。ゴミ袋を二重にする。
 - ✓ ウイルスが付着している可能性が高い廃棄物の取扱い（注意事項の明示等）に配慮する。基本的に一般廃棄物として処理できるが、処理先等については、市町村の廃棄物担当部局と相談しておくこと。
 - ✓ 「ゴミに直接触れない」「ゴミを捨てたあとは手を洗う」ことを徹底する。ゴミを取扱う際には、掃除用手袋とマスク、眼の保護具、長袖ガウンを着用することを検討する。
- ⑧ シャワー室や浴室がある場合、又は一時的に設置予定の場合
 - ✓ 使用前は、手すりなど手がよく触れる箇所は消毒液でふき取り、湯船や洗い場は洗剤で清掃し、よく流す。
 - ✓ 発熱者等専用シャワー（浴室）、濃厚接触者専用シャワー（浴室）を一般シャワー（浴室）と別にそれぞれ設置する。発熱者等専用シャワー（浴室）と濃厚接触者専用シャワー（浴室）を別々に設置することが難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行う。健康な避難者との兼用はできるかぎり避けた方がよいが、健康な避難者から順番に濃厚接触者、発熱者等というように、周囲への感染を及ぼす恐れのある人は最後に入浴するようなルールを決める。
 - ✓ 健康な避難者についても、密にならないよう、入浴ルールを決める。

9. 生活ルール策定訓練（総務班、情報班）

<実施事項>

- ① 共同生活のルールについて議論（訓練前のワークショップ等でも可）
感染症拡大防止のため、決めた方がよいルールは以下のとおり。
 - ✓ 新型コロナウイルス感染症流行時には、全ての人にマスクの着用が推奨される。
 - ✓ 手指消毒（石けんと流水での手洗いまたは手指の消毒）を徹底する。なお、気温が高い場合は、熱中症対策のため、強い負荷の作業や運動を避け、こまめに水分補給する。
 - ✓ 人と人の間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けることを意識して過ごすこと。
 - ✓ 毎日の体温・体調を確認する。
 - ✓ トイレにふたがある場合は、トイレのふたを閉めて流すこと。
 - ✓ 掃除当番（トイレ清掃等）を決める。
 - ✓ ゴミは各家庭で密閉して廃棄する。
 - ✓ 靴はビニール袋に入れて各自で保管する。
 - ✓ 洗濯をする際は、家庭ごとに行うことを徹底する。
- ② 掲示物や放送で避難者へ周知

10. ペット同行避難者への対応訓練（総務班）

ポイント:

○自治体は、飼い主がペットと同行避難することを前提として、飼い主が避難所で適正な飼養管理が出来るように、あらかじめペットの飼養場所や飼養管理のルール等を検討しておく必要があります。指定避難所の形態や、地域における人とペットとのかかわり方などを考慮して、地域に合った方法を検討してください。

<実施事項>

① ペットの受入れ

- ✓ ペットを伴った避難者を受け入れる際に同行避難動物登録票に記入してもらう等して、避難状況を把握する。
- ✓ 避難所でのトラブル防止のため、飼い主自身がペットの適正な飼養に努めること、飼養ルールや衛生管理の方法等について飼い主に説明する。

② 避難スペースの確保

- ✓ 動物が苦手な人やアレルギーのある人等に配慮し、避難者が生活する場所とは別の場所で受け入れることが望ましい。（スペースに余裕がある場合は、ペットと飼い主がともに生活できるスペースを設けることを検討する。）
- ✓ 動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させる原因となるため、ケージを利用して他の動物が視界に入らないようにするなど、可能な限り区分して飼養することが望ましい。

③ ペットを伴った避難ルールの周知、掲示

（周知する事項の例）

- ・ 飼養場所（屋内・屋外、ゲージの有無）
- ・ 提供物資
- ・ 給餌、後片付け
- ・ 保清、汚物等の処理

同行避難動物登録票

入所日	年 月 日
退所日	年 月 日

飼い主	氏名	フリガナ
		漢字
	避難前住所	
	電話	
動物	動物種	
	品種	
	性別	
	特徴（毛色等）	
	犬の登録・狂犬病予防注射の有無	【登録】 有・無 【狂犬病予防注射】 済・未
特記事項		

人とペットの災害対策ガイドライン（環境省 平成30年3月）

11. 車両避難者（車中泊者）への対応訓練（駐車スペースがあって、やむを得ず車両避難者が来所することが想定される場合）（総務班）

<実施事項>

- ① 車両避難者（車中泊者）の情報把握
 - ✓ 物資の配布等を通じ、避難者の情報を把握する。
 - ✓ 受付場所を設置する場合は、密にならないように配慮する。
 - ② 駐車位置の指定
 - ✓ 災害に応じた駐車場所に留意すること。具体的には、豪雨時は浸水しないよう周囲の状況等を十分確認する必要がある。
 - ✓ 車と車の間のスペースを十分にとるよう案内する。
 - ③ 健康指導
 - ✓ 車両避難者に「エコノミークラス症候群の予防のために」（28 ページ参照）を配布し、歩行や水分補給等を勧めるなど、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防について支援を行う。
 - ④ 定期的な巡回
 - ✓ 熱中症や深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）に配慮する。
 - ⑤ 物資や食料の配布
 - ✓ 個別配布か、避難所に取りに来てもらうかルール設定する。
 - ✓ 着圧ストッキングの配布を考慮する。
- ※ 平時から車両避難者をやむを得ず受け入れる場合の条件（安全な駐車場所の確認、熱中症やエコノミークラス症候群対策）を検討し、事前に周知することを考慮する。

エコノミークラス症候群の予防のために

○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



(避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A (第3版) より)

12. 避難所運営会議訓練（リーダー、各班の班長）

<実施事項>

- ① 諸課題について対処方針を協議
 - ✓ 密にならないように会議を実施する工夫をする。
 - ✓ 避難所運営は、初動期から、展開期、安定期、撤収期まで、避難者の状況やニーズの変化とともに、運営上の課題が刻々と変化していく。これらの課題について事前にイメージ・トレーニングを行い、対応策を議論しておくことが望ましい。
- ② リーダーが各班長に今後の活動内容について指示
- ③ 運営会議後、班長が各班で会議を行い、運営会議の会議内容を伝達
 - ※ 運営会議への女性の参画を促し、女性の意見が反映されるよう工夫をする。リーダーや副リーダーに女性と男性の両方を配置することが望ましい。
 - ※ 特定の活動（食事作りや片付け等）に特定の性別が偏るなど、役割が固定化しないように配慮する。